

運賃協議会の設置について

1 目的

市内循環バスの運賃等の改定にあたっては、これまで「地域公共交通会議」において協議しておりましたが、道路運送法の改正により、別途「運賃を協議するための協議会」を設置して行うことが必要となりました。

このため、本市の地域公共交通会議の下部組織として「運賃協議分科会」を以下のとおり設置しようとするものです。

なお、分科会を開催する場合には、あらかじめ公聴会等の住民・利用者・利害関係者（以下「住民等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講じ、独占禁止法上のカルテルにあたる疑義が生じないように構成員を限定する必要があります。

2 住民等の意見を反映するための措置の具体例

①パブリックコメント ②市広報誌 ③自治会への説明会 ④業界団体を通じた事業者説明 ⑤ホームページへ意見募集の掲載 ⑥地域住民に対するアンケート調査 等

3 運賃協議分科会の構成員

一	当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
二	当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
三	当該路線等を管轄する地方運輸局長
四	第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

* 道路運送法〔抜粋〕（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。